

保育園・認定こども園・幼稚園

保育園・認定こども園ってどんなところ

保護者が働いていたり病気などの理由で、日中、家庭でお子さんを保育することができないときや保護者に代わって保育できる人がいない家庭のお子さんをお預かりする施設です。

●保育園一覧

| 保育園名 | 定員 | 所在地 | 電話番号 | 延長保育 | バス |
|-----------|-----|----------------|--------------|-------------|----|
| 丸山保育園 | 90 | 直方市丸山町2-47 | 0949-22-2471 | 18:00～19:00 | ○ |
| 西徳寺保育園 | 120 | 直方市大字山部542-3 | 0949-28-4154 | 18:00～19:00 | ○ |
| 萬福寺さくら保育園 | 120 | 直方市大字上頓野1435-1 | 0949-26-5220 | 18:00～19:00 | × |
| 浄蓮寺保育園 | 70 | 直方市大字永満寺1035 | 0949-23-2250 | 18:00～19:00 | ○ |
| 感田保育園 | 120 | 直方市大字感田2651-1 | 0949-26-6758 | 18:00～19:00 | × |
| 若草保育園 | 120 | 直方市大字下境3075 | 0949-24-9895 | 18:00～19:00 | × |
| 直方中央保育園 | 60 | 直方市知古1-7-16 | 0949-24-6297 | 18:00～19:00 | × |
| ポッポ保育園 | 90 | 直方市大字頓野2535-44 | 0949-28-1766 | 18:00～19:00 | × |
| 下境保育園 | 70 | 直方市大字下境3990-1 | 0949-24-3503 | 18:00～19:00 | × |

●認定こども園一覧

| 認定こども園名 | 定員 | 所在地 | 電話番号 | 延長保育 | バス |
|------------|-----|----------------|--------------|-------------|----|
| おんがの | 75 | 直方市大字感田1539 | 0949-26-7510 | 18:00～19:00 | × |
| 新入ひまわりこども園 | 160 | 直方市大字上新入2051-1 | 0949-24-7800 | 18:00～19:00 | ○ |
| 新生第一こども園 | 75 | 直方市大字感田3179-2 | 0949-24-9323 | 18:00～19:00 | × |
| 新生第二こども園 | 90 | 直方市大字下新入558 | 0949-22-5536 | 18:00～19:00 | × |
| 植木こども園 | 95 | 直方市大字植木1099 | 0949-28-0142 | 18:00～19:00 | × |
| とんの幼稚園 | 120 | 直方市大字頓野2104-5 | 0949-24-9513 | 18:00～18:30 | ○ |

利用料(保育料)について

- 0～2歳児の利用料については、「世帯の税額の合計額」に応じて決まります。
- 直方市では、第2子以降のお子さんが保育園に通う場合について、利用料の無償化を実施しています。

詳しいことはこども育成係へお問い合わせください。

幼稚園ってどんなところ

原則満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、就学前の教育や集団生活に慣れさせるなど、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

●幼稚園一覧

| 幼稚園名 | 定員 | 所在地 | 電話番号 | 開園時間 (預かり保育を含む) | バス |
|-------------|-----|----------------|--------------|--------------------|----|
| 清光寺幼稚園 | 15 | 直方市大字中泉91 | 0949-24-3281 | 7:30～16:00 | ○ |
| 下境幼稚園 | 60 | 直方市大字下境2134-5 | 0949-22-2185 | 8:00～18:00 | ○ |
| 大和幼稚園 | 180 | 直方市大字頓野3808-1 | 0949-22-1820 | 8:00～18:00 | ○ |
| 直方セントポール幼稚園 | 35 | 直方市大字感田3500-2 | 0949-26-6007 | 7:40～18:00 | ○ |
| 浄福寺幼稚園 | 75 | 直方市大字感田879 | 0949-26-6866 | 7:30～18:30 | ○ |
| 新入幼稚園 | 35 | 直方市大字下新入1571-2 | 0949-22-4805 | 8:00～18:00 | ○ |
| 西徳寺幼稚園 | 60 | 直方市大字山部553-1 | 0949-22-4891 | 7:30～18:00 | ○ |

※土曜日、長期休暇期間については、開園時間が異なる場合があります。

詳しくは園へ直接お問い合わせください。

- 直方市では、就労世帯の第2子以降のお子さん幼稚園に通う場合について、利用料の無償化を実施しています。

幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合

- 対象者・利用料／3～5歳までの全ての子ども利用料が無償化されます。
※給食費のおかず代などは原則保護者負担です。
0～2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- 対象施設・事業／幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。

幼稚園の預かり保育を利用する場合

- 対象者・利用料／幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化されます。
※保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。

認可外保育施設等を利用する場合

- 対象者・利用料／3～5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。
※保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。

詳しいことは、こども育成係へお問い合わせください。

● こども育成課 こども育成係 ☎ 0949-25-2148

市立小学校・中学校

小・中学校入学の手続きについて

【入学通知書の送付について】

小中学校へ入学する子どもの入学通知書は1月末頃、保護者あてにお送りします。通知が届かない時や1月下旬以降に転居される時は、ご連絡ください。また入学説明会の日程につきましては、入学通知書とあわせてお知らせします。説明会の詳細につきましては、各学校へお問い合わせください。

●市立小学校一覧

| 学校名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|----------------|--------------|
| 直方南小学校 | 直方市新町3丁目3番55号 | 0949-25-2254 |
| 直方北小学校 | 直方市日吉町7番1号 | 0949-25-2250 |
| 直方西小学校 | 直方市大字山部666番地 | 0949-25-2252 |
| 新入小学校 | 直方市大字上新入2081番地 | 0949-22-0810 |
| 感田小学校 | 直方市大字感田1160番地 | 0949-26-0811 |
| 上頓野小学校 | 直方市大字上頓野2510番地 | 0949-26-0815 |
| 下境小学校 | 直方市大字下境1820番地 | 0949-22-0812 |
| 福地小学校 | 直方市大字永満寺2427番地 | 0949-22-0814 |
| 中泉小学校 | 直方市大字中泉848番地3 | 0949-22-0813 |
| 植木小学校 | 直方市大字植木3207番地 | 0949-28-0025 |
| 直方東小学校 | 直方市大字頓野2095番地1 | 0949-25-0717 |

●市立中学校一覧

| 学校名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|----------------|--------------|
| 直方第一中学校 | 直方市大字下境1892番地1 | 0949-22-0178 |
| 直方第二中学校 | 直方市大字頓野4082番地 | 0949-26-0657 |
| 直方第三中学校 | 直方市大字知古960番地 | 0949-25-2256 |
| 植木中学校 | 直方市大字植木261番地2 | 0949-28-0439 |

転校の手続きについて

※引越しの予定があるときは、早めに通学中・転校後の学校へご相談ください。

●市外からの転入

市民・人権同和対策課で転入届を行った後、持参書類を持って転校後の学校へ行ってください。

用意する物

- ・児童生徒転入学通知書
- ・前の学校の在学証明
- ・教科書給与証明書

●市外への転出

市民・人権同和対策課で転出届を行った後、持参書類を持って転校前の学校へ行ってください。

用意する物

- ・児童生徒転学通知書
(転校前の学校へ持っていく物)
 - ・在学証明書
 - ・教科書給与証明書
- }(転校前の学校から受け取る物)

●市内での転居

転居で校区が変わったときは、市民・人権同和対策課で転居届を行った後、持参書類を持って、転校前の学校と転校後の学校にそれぞれ行ってください。

就学援助制度

公立の小・中学校に在籍している児童生徒の世帯の所得が一定基準以下の場合に、就学に必要な学用品費や給食費、修学旅行費などを援助する制度です。

●申請に持参するもの

- ・通帳(幼稚園年長、小学校6年生の児童がいる場合)
- ・所得を証明するものは原則不要ですが転入された方については前市町村が発行する証明書が必要になる場合があります。ご相談ください。

学校のことで困ったらここに相談を

● 学校教育課

☎ 0949-25-2323

● 教育総務課

☎ 0949-25-2321